

伊方町・瀬戸町合併協議会 項目別調整内容

小委員会確認	平成15年11月20日	合併協議会提案	平成15年11月27日
--------	-------------	---------	-------------

協議項目(番号)	機構及び組織の取扱い (項目 No. 14)	関係項目	担当部会名等 合併協議会事務局
事務・事業・制度名等			
基本調整方針	<p>1 現在の伊方町、瀬戸町及び三崎町の庁舎を有効活用した組織・機構とし住民サービスの低下を招かないよう十分配慮するものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">伊方町役場庁舎を本庁とし、瀬戸町役場及び三崎町役場庁舎は、現在の町の区域を所管する総合支所として合併時に設置する。 現在の支所、出張所については、現在の区域を所管した出張所とし、その他の出先機関等についても、合併後も存続する。</p> <p>2 新町の組織・機構については「行政組織及び機構の整備方針」に基づき整備する。</p>		<p>【調整方針確認日】</p> <p>平成15年12月15日</p>

留意事項	具体的な調整方法	備考
<p>新設合併の場合、合併関係市町村は消滅するため、その機構・組織も消滅することとなる。よって、条例や規則等に基づいて新たに設置する必要がある。</p> <p>1 新町の機構・組織は、地方自治法や各種行政組織に関する法令等により、新町の町長職務執行者が行うこととなる。</p> <p>2 合併後の円滑な行政執行のため、あらかじめ協議しておく必要がある。</p>	<p>合併時における「行政組織及び機構の整備方針」は、次の事項を基本とする。</p> <p style="text-align: center;">「行政組織及び機構の整備方針」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併後も住民サービスの低下を来さないよう十分配慮した組織機構 ・ 住民が利用しやすく、わかりやすい組織機構 ・ 住民の声を適正に反映することができる組織機構 ・ 簡素で効率的な組織機構 ・ 新町建設計画を円滑に遂行できる組織機構 ・ 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織機構 ・ 地方分権時代における各種行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織機構 ・ 緊急時に即応できる組織機構 ・ 現庁舎を有効利用できる組織機構 <p>なお、合併後も急激な変化、サービスの低下を来さないことを基本に常に見直しを行い、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする必要がある。</p>	